

2026 年度
みやこ基金 助成プロジェクト
募集要項

申請受付期間	2026 年 5 月 5 日～ 2026 年 6 月 17 日
選考	2026 年 7 月中旬
選考結果通知	2026 年 7 月下旬
実施期間	通知日 ～ 2027 年 2 月 28 日

<お問合せ・申請先>

公益財団法人 たかまつ讃岐てらす財団
〒760-0017 香川県高松市番町 1 丁目 5-1 四番丁スクエア内
電話 080-8191-7517 メール info@sanuki-tellus.jp
URL <https://sanuki-tellus.jp/>



1. はじめに

たかまつ讃岐てらす財団(通称「てらす財団」)は、どこかの「誰か」ではなく、市民が「みんな」でお金を出し合っつったコミュニティ財団です。

本助成は冠基金の仕組みを活用しています。冠基金とは、個人または法人・団体等が寄付を行い、寄付者の名を冠した基金を作って地域を応援できる仕組みです。

助成を希望の方は、本募集要項をよく読んで、申請をお願いします。

助成分野	子どものものづくり体験
助成総額	800,000円
助成上限額	1プロジェクトあたり100,000円
助成の原資	匿名寄付
寄付者の想い	みやこ基金は、匿名の高松市内在住の方からのご寄付で設置しました。子どもたちが健やかに成長し、心やさしい人間になってほしいという、故人の想いを込めてご本人のお名前を冠しています。

2. スケジュール

申請から報告会までのスケジュールは下記の通りです。

申請受付期間	2026年5月5日～6月17日(15時締切)	
事前説明	2026年5月5日公開	動画視聴必須
選考	2026年7月中旬	
選考結果通知	2026年7月下旬	
プロジェクト実施期間	選考結果通知日～2027年2月28日	
報告書提出	2027年3月19日(17時締切)	必須
報告会	2027年5月(予定)	必須

3. 対象となる申請者

下記①②③④全てに該当する団体等が対象となります。

- ① 香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する団体、組織であること。(法人格の有無や種類は不問とする。ただし対象となるプロジェクトは非営利目的であること。)
- ② 団体・事業の目的、概要、及び、財務状況が確認できる団体であること。
※定款または会則、直近の事業年度の収支がわかるものを提出ください。
- ③ 当財団からの連絡に、概ね3日以内に応答できること。
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと。
 - * 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
 - * 特定の政党や宗教の支持拡大を目的とするような団体
 - * 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という。)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

4. 対象となるプロジェクト

健やかな成長には、手を動かしたり、素材に触れたり、試行錯誤しながら何かを生み出す体験も必要な要素の一つであると考えます。体験活動は、文部科学省が定める学習指導要領においても重視されています。

子どもたちの感性や創造性を育むとともに、自分や他者を大切にできる心を育てるプロジェクトを提案してください。

下記①②③④⑤⑥全てに該当するプロジェクトが対象となります。

- ① ものづくりの体験を子どもに提供するプロジェクトであること。
- ② 子どもは、概ね小学3年生から中高生程度の年齢を対象とすること。
- ③ 実施地域が高松市または綾川町であること。
- ④ 寄付者の想いに沿っていること。
- ⑤ 原則として、2027年2月28日までに完了すること。
- ⑥ 営利を主たる目的とする活動でないこと。

なお、1団体あたりの申請数は1つまでとします。

5. 助成金の使途

採択されたプロジェクトの執行に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。申請時と変更がある場合は、必ず事前に事務局へご相談ください。事前相談のない変更は、認められない場合があります。

6. 申請方法

以下の申請書類を下記アドレスまでメールでお送り下さい。(件名は『申請みやこ基金』として下さい)

締切日 2026年6月17日(水)15時

メールアドレス info@sanuki-tellus.jp

	申請書類	提出ファイル形式	
	申請書(当財団ホームページよりダウンロード)	PDF ファイル	必須
	定款 ※任意団体の場合は会則	PDF または画像ファイル	必須
	直近の事業年度の収支がわかるもの	PDF または画像ファイル	必須

活動内容がわかる資料(パンフレットや報告書等)	PDF または画像ファイル	任意
-------------------------	---------------	----

メールでの申請が困難な方は、当財団事務所まで郵送いただくか、直接事務所へご持参いただくことも可能です。メールまたは電話にて事前にご連絡ください。

事前相談も受け付けております。お気軽にご連絡ください。

7. 選考について

- (1) 選考対象となる団体及びプロジェクトに該当していることを事務局で確認した後に、当財団が設置する「選考会」で選考を行い、結果を通知します。
- (2) 選考では「申請書類」、「インターネットなどで公開されている情報」などを確認したうえで、選考基準をもとに、採択の可否を決定します。
- (3) 採択件数に定めはありませんが、募集総額を超えない範囲で、選考基準をもとに選考します。
- (4) 助成金は、採択の通知後、振込先確認等の手続きを経て、支給する予定です。ただし、プロジェクト実施後に実際に使った金額が支給額を下回った場合、残金を返還してください。

【選考基準】

申請条件の基準	
香川県内に事務所を置き、香川県内で活動する NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体・地縁団体などであること(法人格の有無や種類は不問)	
団体の所在地および連絡先が明確であること	
申請に必要な書類を漏れなく提出できていること	
申請内容に虚偽がないこと	

実施するプロジェクト内容の基準	
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・公益に関する種類の事業であるか ・不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか ・受益者の課題やニーズを捉えたプロジェクト内容であるか
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施地域が明確であるか ・活動場所が高松市・綾川町内であるか
効果・影響	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトによる目指す効果が具体的にイメージできているか ・助成終了後も、プロジェクトの継続や発展が期待できるか
計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールが明確であるか ・内容や実現方法が妥当であるか
計画の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトに必要な人員、機材、能力等が整っているか ・広く情報発信を実施できる体制と、その姿勢があるか
予算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト計画に応じて予算の計画が適切であるか

8. 採択された者が実施すること(必須)

(1) 報告書の提出 ※ホームページよりダウンロード

報告書では「何を実施したか」ではなく、「実施したことにより当事者である子どもたちにどんな変化があったか」もしくは「プロジェクトを通じて、当事者である子どもたちの声が拾えているか」を重視します。どのように変化や声を拾うのかを申請書に明記し、実施してください。

(2) 当財団主催のイベント等への参加もしくは情報提供

(3) アンケート回答

9. よくあるご質問

Q.申請書の支出金額について、申請時に具体的な根拠をもって算出することができませんが申請可能ですか？

A.可能です。申請書には、予想される費目と金額をご記入ください。イベント参加者の人数や謝金をお支払いする講師の方が確定していないなど、理由をご説明いただければ問題ありません。申請時の収支計画と大幅に変更することはできませんが、変更は可能です。

Q.謝金について、支払い金額(上限および下限)は決まっていますか？

A.当財団では定めていません。各団体の規程やルールに基づいて算出してください。申請時には概算で構いません。申請内容によっては、各団体の規定やルールを事前に確認させてもらうこともあります。(例:講師謝金 1万円×2人=2万円)相手からの見積書等がある場合は添付してください。

Q.助成金を受け取れるのはいつですか？使いきれなかった場合はどうしたらいいですか？

A.採択通知後に助成金振込依頼書を提出いただき、1週間以内に助成金をお支払いします。プロジェクト終了時点で余った助成金をご返還ください。

Q.これから立ち上げる団体は申請できますか？

A.申請可能です。ただし、以下の点にご留意ください。

(1)「申請書」について

- ・団体名や代表者などの「基本項目」の事項を明確に定め、記載してください。
- ・これから立ち上げる団体である旨を明確に記載してください。

(2)「定款または会則」、「直近の事業年度の収支がわかるもの」について

- ・「定款または会則」は申請期間中に準備し、申請時に提出してください。「直近の事業年度の収支がわかるもの」は提出不要です。

その他、ご質問やご不明点はメールにてお問合せください。